

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: ☎530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel106-363-2112, 口座大阪48780)

第13回公判

対照的だった原告，被告の攻防

ストを口実に、1ヶ月延期されていた第13回公判が5月27、28日の2日間にわたって開かれた。

初日の午前中は、前日に引き続き、内田証人に対する反対尋問で始った。冒頭から弁護団の鋭い追求をうけて証人はたじたじとなり、伊方の安全審査に多くのごまかしがあることを暴露した。主なものだけをひろくと、同じ周辺住民に対する被曝量を、平常時には年間5ミリレム以下にできると言う一方、仮想事故の時には25レム以下(敷地境界)が“めやす”だとして2つの矛盾した数値を使い分ける方法である。このごまかしを、原発敷地面積の評価に使っている。次に、仮想事故の時に放出される放射性汚素の量を944キュリーと計算しているが、出力が伊方の約180分の1という小規模のウィンズケール炉の事故では、実際に20000キュリーが放出された。四電の計算値は不当に低い値になっている。三番目のごまかしは、炉心溶融の問題である。関西電力の美浜2号炉や高浜1号炉などでは、仮想事故による影響を計算する時「炉心の完全溶融を仮定」していたものが、何か不都合があるのか、伊方では「完全溶融はしないが、完全溶融した時に放出する放射性物質の量に相当する値」を用いて住民の被

曝量を計算するというものになったことである。これは非常に不自然な仮定であり、何ら根拠もない。この変化は、安全審査の基準がいかにもインチキなものであり、その時の都合によって勝手に変えられることを示すものである。

多くのボロを出し、すっかり意気消沈して退廷した内田証人の後をついで、午後から国側証人、村主進氏に対する反対尋問が行われた。村主証人は、原告側の質問にまともに答えようとせず、極めて不真面目な態度をとった。質問の上げ足をとったり、質問してもいないことを勝手にガラガラと喋り出し制止してもきかないなど、徹底した引きのばしとはぐらかしの戦術だ。(以下23頁に続く)

第14回公判

二日間連続 松山地裁大法廷

6月24日午前10時より 主尋問

原告側 川野慎治、佐藤進両証人

6月25日午前10時より 主尋問

被告側 三島良績、黒川良康両証人

川野・佐藤両証人によって、伊方の蒸気発生器に止めがさされるであろう。三島、黒川両証人には、法廷一杯の鬼気を!

証言記録 8

内田秀雄証人（被告側）の反対尋問（その2）（第12回公判 1976年2月26日）

（文中の数字は調書の頁数を示す）

¹¹⁸平松 代理人の平松でございます。先程に関連してちょっとお聞きしたいんですが、この立地審査指針の解釈につきまして、例えば安全防護施設が全く動作しないと仮想して安全審査をするという方法も考えられると思うんですが、そういう方法で安全審査をした場合は、審査指針に反するということになるんでしょうか？

内田 仮想事故の中に考えております仮定としてですね、まず例えば冷却材喪失事故を一つの例にとりますと、大口径或いは小口径の配管がギロチン破断するという大きな仮定¹¹⁹が入っております。しかもその時に外部電源が無いという仮定が入っています。しかも安全上重要な施設の 하나가故障して使えないという仮定も入っている訳です。単一故障でございます。そういう様な仮定が入っておりますので、この例えばというのも当然この中に含まれている訳です。しかも ECCS 即ち非常用冷却装置が性能を無視している訳です。でありますから、立地審査指針に考えております仮想事故の想定¹²⁰とすれば、充分過ぎる厳密な仮定が入っています。

平松 一番最後の点ですが、ECCS の性能を無視するというのは、要するに ECCS が全く働かないという仮定の下に、仮想事故の評価をなされたという意味ですね。

内田 作動はするんです。これは設計審査指針に基いて作られているものですから作動は致します。ただその性能を無視するという

のはですね、どの程度無視して良いかという判断があると思いますので、一番悪い条件¹²¹として性能を完全に無視しまして、燃料・炉心が溶融したのに相当する放射能の放出を基にした訳です。

平松 作動はするけど、機能はしないということでしたら、不作動の場合と、どう違うのですか？

内田 ですから、性能を無視するんです。（場内、笑い）

内田 ですから、作動した時にですね、その性能が例えば百パーセントあるか50パーセントあるか30パーセントあるかという判断をですね、一番厳しくとって性能はないと¹²²考えて放射能の放出の仮定の基を作る訳です。

平松 もし、ECCS が作動しませんが、これは炉心溶融に必然的に結びつきますね。

内田 何の時にですか？

平松 仮想事故の様な、主配管の破断の場合でございます。

内田 主配管が破断して、ECCS が

平松 働かなければ

内田 完全に無視する訳ですか？

平松 はい、作動しなければどうなるんでしょうか？ 科学的に

内田 冷却系配管がギロチン破断をして、しかもその時に ECCS ¹²³が全く働かないという仮定を立てれば、これは家に火をつけて水をかけないと同じでございますから、燃料棒の大部分は溶融せざるを得ないと思います。

平松 その後の事態を科学的に考えれば、如何なもののございでしょうか？

内田 それは、色々な現象があると思えますけれども、立地評価については、想定外の問題であります。

平松 そうするとECCSは作動するという前提で立地評価をやっておられる訳ですね。

内田 そうです。それは設計審査指針に基づいて設計され作られているものであります。

平松 いや、もしですね、作動しないという前提でこの立地審査指針を運用すれば間違いになるのかどうかとお聞きしておるんですが如何でしょうか？

内田 ええ、それは間違いになります。間違いといえますより、立地審査指針の適切な適用にはなりません。

平松 あなたの御判断として伺っておきます。では重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうち幾つかが動作しないと仮想し、¹²⁵「こういう風な具体例がですね、例えばという言葉で入っておるんですが、この幾つかが動作しないと仮想しということは非常に抽象的な言葉なので、一体どういう種類のものがどれだけ仮想しないということを前提に立地審査指針を作っておられるのかということが、良く素人には解らないんですがこういったどの部分が動作するのかわからないのか、これは具体的な炉の安全審査に当って審査会が決定するのですか？ それとも部会が定めるのですか？

内田 部会がまず審議して、¹²⁶審査会が、最終的には決定する訳です。

平松 それ以外にも抽象的な文章が多いんですが、例えば「著しい放射線障害を与えるかも知れない」という言葉とかですね、それ

から「充分受け容れられる程度に小さい値になる様に」とかですね、こういう抽象的な指針の基準は、これは具体的な適用に当って、全て安全専門審査会が具体的な炉で判断して基準を決めると、こういう風に伺ってよろしゅうございますか？

内田 そうであります。

平松 結構です。

¹²⁷仲田 代理人の仲田です。今、家に火を付ける様だと比喻を言われたんですけど、そうすると水をかけなかったら家が全部燃えてしまいますね。

内田 ええ、ですからそれを言ったんです。

仲田 そこ迄行く訳ですね。

内田 ですから、冷却材喪失を考えてしかもECCSは無いと考えると例えば、それは炉心の大部分は溶けざるを得ないと、その例としてみ近な例で恐縮ですが申し上げた訳です。

仲田 解りやすく良かったですね、¹²⁸「原子力発電所が危険だということで安全審査をしてるんですが、その危険の根源というのは原子炉内に放射性物質が沢山あるということですね。」

内田 はい

仲田 我々は伊方発電所電気出力55万キロワットだと思うんですが、これが一年間運転されれば広島原爆の600発分の死の灰がたまると主張してるんですが、大体そんなもので宜しいですか？

内田 先程も申し上げました様に、10の8乗キューリーをちょっと下回るヨ一素がですね…¹²⁹

仲田 だから10の8乗キューリーをちょっと下回る程度というのは広島原爆の死の灰の

600発分位でいいですか、と聞いてるんです。

内田 その計算私には解りません。今、憶えておりませんから。

仲田 あなたは原子力発電所を設置する場合には色々な所に行って講演してますね。その時は原爆に比べて安全だということ言ってないですか？

内田 原爆に比べて原子力発電所が安全というのは、全くモノが違う訳ですね。原子力発電は決して原爆の様に爆発するとかいう問題ではないことを話してるんです。

仲田 死の灰の関連については、安全だということとは言われてない訳ですか？

内田 それは原子力発電所のたまっております核分裂生成物の放出を防ぐという安全対策についてお話ししてるのです。

仲田 そうすると、それを防がなかったらこうなるということは言われない訳ですな。

内田 防がなかったらというのは、どういう意味ですか？

仲田 原子力委員会で、例えば仮想事故というのは仮に想定する訳ですね。私の方も仮に想定して質問致しますけれど、もしも一年分運転して伊方原発の中にあった放射性物質が外へ飛び出れば、どうなる訳ですか？

内田 原子炉の安全といますのは……

仲田 いやいや、そんなことは聞いてんじやない。出たらどうなるかと聞いてるんです。全部出たらどうなるんですか？

内田 どうなるって、それだけキューリーのものが出れば、まあ出方にもよると思います。

仲田 たまるだけでおしまいですか？

内田 風が吹けば、飛ぶでしょう。

(場内、爆笑)

仲田 風が吹いて飛んだらどうなるんですか？

内田 ¹³² そういう様なことは、原子力の安全には考えないんですよ。原子力の安全というのは……

仲田 ちょっと待ちなさい。証人はね、質問者のいうことだけ答えたらいいんです。あなた大学教授でも、ここでは証人ですからね。だから、あなたの方が仮想してるんでねいくらでも、私の方も仮に考えるということで質問すれば、全部放射性物質が出ればどうなるんですかと聞いてるんです。人体の影響はどうなるんですか？沢山の死者が出るんじゃないんですか？

上野 ¹³³ 裁判長、そういう仮定の質問が本件の原子炉の安全性と、どういう関連にあるのか……

(場内、騒然)

仲田 メチャクチャ言われてるわ。そしてらおたく等仮定しなかったら安全審査なんて出来ませんよ、仮定して安全審査してるんじゃないですか。

裁判長 傍聴人、静かにして下さい。今の代理人の質問で、全部一年間のやつが出たらどういふ結果になるのか、あなたのお考えを伺いたい。その質問ですがね、それに真っすぐ答えて下さい。

(拍手)

内田 ですから、それだけのキューリー数のものが出れば、まあ出方にもよると思います。

仲田 拡散した結果どうなる訳ですかと聞いてるんですよ。

内田 それは人口分布と人との距離によっ

て、人に放射線の影響を与えたいと思います。

仲田 では、こういう風に聞きましょう。もしも全部が出れば、いわゆる許容量というのをおたく等考えてますな。それについては何人分に¹³⁵なるんですか？

内田 放射性物質の放出の許容量というのは決めてありません。

仲田 そうすると、伊方発電所 55 万千瓦ワット一年分運転した後に全部出るとすればその放射性物質で何人が死ぬことになる訳ですか？ 人を殺すとしたら。

内田 ですから、それは気象条件と……

仲田 いやいやいや、私の質問はね、気象条件は一切無視して、そこへ人間を連れてくれば何人死ぬんですかと聞いてるんです。

内田 そういうことは、私学者として答えられませ¹³⁶ん。

裁判長 その質問はちょっと無理じゃないですか？

仲田 それでは具体的に聞きましょう。伊方の発電所においては何人死ぬことになりませんか？

内田 ですから、そういう仮定のときに気象条件と人口分布がなければ解らないでしょう。

仲田 いやいや、どういう気象条件を設定される訳ですか？

内田 それは私があなたに聞いてるんですよ。

仲田 いやいや、おたく等の方が安全専門審査会において気象条件を設定されてますね。ですからそれに従って、また伊方の現状の人口分布に従って前提を作れば何人死ぬことになる訳ですか？

内田 ですから、立地評価に関しての……

仲田 そんなこと聞いてんじゃない。

内田 いやいや、今言ってるですよ。立地評価に関しての

仲田 気象…… ちょっと待ちなさいよ

内田 ちょっと待ちなさいよ

仲田 いや、おたくが待てばいいんだ。気象条件とね、人口分布を設定すれば、おたくは答えられると言ったじゃないですか？

内田 ですから、気象条件というのは立地評価¹³⁷上における気象条件は考えておりますよ。しかし、あなたがおっしゃっている様な、その様な 10 の 8 乗キューリーを原っぱに積んだ様な時の災害を考えろという気象条件は、我々は検討しておりません。

仲田 安全専門審査会が設定した気象条件と、その当時あった人口分布に従えば、何人死ぬかと聞いてんですよ。簡単なことじゃないですか。

内田 それは知りません。計算したことありません。

仲田 計算できない訳ですか？

内田 いや条件を考えれば計算できると思います。

仲田 だから今私が言ったのは、一年間動いた後で、安全専門審査会の気象条件と人口分布¹³⁸を前提とすれば、どうなるかと聞いてるんです。

内田 ですから、それは計算したことありませんから、私知りません。

仲田 大体、どの位

内田 知りません。

仲田 は一、審査会の会長というのはその程度なのですか？

内田 ですから、そういう事故はですね、原子炉の安全を考える時に起こりそうもない

んですから、原子炉の安全というのは、どの程度起こりにくいとか易いとかということで、「¹³⁹事故」というものを考えなければいけないんです。絶対的な値だけで考えるものじゃないんです。ですから、考えないですよ。

仲田 なる程ね、仮想事故というのは、起こりにくい事故でしょう。

内田 そうです。起こりにくいんです。どの程度起こりにくさがあるかということです。

仲田 何故程度で分けるんですか。

内田 いやそれは、程度で分けなければ、想定の意味がありません。

仲田 起こりそうもないのに程度がありますか？

内田 ありますよ。どの程度起こりそう¹⁴⁰でないかということは、それは前回お話ししましたよ。

仲田 そうすると、想定できない事故というものがあるんですか？

内田 あります。

仲田 想定不適當事故と呼ぶんですか？

内田 はい。立地評価に対して想定不適當な事故というのはあります。

仲田 伊方の場合に想定不適當事故というのはどういう風なものが考えられる訳ですか。

内田 ですから、立地評価の時に評価したこの重大事故¹⁴¹、仮想事故がその想定に適切な限界であります。

仲田 具体的な事象としてはね、その想定不適當事故というのは伊方の場合何が考えられたのですか？

内田 想定不適當な事故というのは想定しない訳です。

(場内、失笑)

仲田 想定不適當事故というものを考える

場合に、当然、こんな事故があるけれども、これは無視しようと、こういうことになる訳ですね。具体的に頭に描いてから無視するんじゃないんですか。

「¹⁴²内田」ですから、それは審査指針にも報告書にも書いてあります様に、各種事故というのが幾つか書いてございませう。その中で立地評価の時に、仮想事故或いは重大事故に拡大して想定するのに適切な事故として、最終的に冷却材喪失事故、それから蒸気発生器細管破断事故を想定する訳であります。ですから、その前の段階として今申し上げました各種事故が幾つも想定してございます。

仲田 なる程ね。例えば先程出て来た飛行機の墜落事故とか、戦争の爆撃目標になるとか、そういうことは想定不¹⁴³適當事故ですか。

内田 いや、飛行機がどの程度、墜落して例えば格納容器に衝突するだろうかという、その比較論的、確率論的評価を致します。その結果、これは想定するに値しない位確率が小さいということで、飛行機が格納容器にぶつかるといことは事故の想定にはしない訳です。

仲田 なる程、解りました。そうすると、その点、不適當事故と考える場合には確率論を持って来る訳ですね。

「¹⁴⁴内田」要するに比較論であります。

仲田 比較論を持って来る訳ですね。

内田 そうです。

仲田 ではどの程度の比率で比較論を持って来るのですか？

内田 それは私が書証の25等写到あります様に、国際的に大体10のマイナス6乗位を目標にして、或いはもう少し厳密に言えば10のマイナス7乗よりも小さいという

ことがはっきりする様なものは想定にしない訳であります。

仲田 そうすると 100 万分の 1 以下か。これが想定不適当事故の基準になる訳ですか。

内田 それは一つの目標でありますから。

仲田 なる程ね。そうすると 100 万分の 1¹⁴⁵では、あなたの証言によっても当然起こりうる訳でしょうね。これはそう聞いてよろしいですね。

内田 起こりうるっていうんじゃないです。

仲田 確率論っていうのは、そういう風に使うんじゃないんですか。

内田 いや、そうじゃありません。確率論については前回お話ししました様に、ありそうにもない事故の確率というのは、こういう事故は起こらないという風に設計して作ってあるんです。ですから、起こらないけれども実際に起こらないことの信頼性はどの程度かということでもあります。

仲田 だから。

内田 起こらないことの信頼性というものを、逆に事故発生を仮定する時に、¹⁴⁶発生¹⁴⁶の確率¹⁴⁶って言うんです。

仲田 だからね、100 万分の 1 回程度しか起こり得ないということを予測する訳でしょうね。100 万分の 1 回はだから起こるんだと、こう読んでいいんじゃないんですか？

内田 そうじゃないんです。

仲田 じゃあなたの確率っていうのは何なんでしょうか。

内田 ですから、この間も話しましたでしょう。クジとは違うんですよ、事故の発生を仮定するという前提に立った時に、その発生の確率として 10 の例えばマイナス 6 乗とか、10 のマイナス 7 乗を使う訳であります。決

ってそれが 10 のマイナス 6 乗とか、10 のマイナス 7 乗とかでこの事故が¹⁴⁷確実に起こるんじゃないんですよ。

仲田 あのね、確率論っていうのは、本当は 100 万分の 1 回であって、明日起こっても 100 万分の 1 ではありうる訳ですね。これ解りますね。そうでしょう。

内田 ええ、それはそうです。

仲田 だから 100 万分の 1 回と言っても確率を持って来て、起こりうるということは考えていいんですね。

内田 ええ、100 万分の 1 位で起こりうるということを仮定してる訳ですね。

仲田 ええだから私の方は、おたく等の仮定してるのは 100 万分の 1 で起こるんですよ、と聞いてるんです。

内田¹⁴⁸ ええだから 100 万分の 1 で起こるんじゃないんです。確実に起こるって言うんじゃないんですよ。クジとは違うんですよ。

仲田 仮定するというのは、起こるという風に仮定するということですね。

内田 ええ、ですから起こることを仮定すればということですね。

仲田 だから 100 万分の 1 で起こりうる¹⁴⁸と¹⁴⁸考えていい訳ですな。

内田 ええ、起こるということを仮定しろ¹⁴⁸と¹⁴⁸言えばそういうことになります。

仲田 それをさっきから聞いてるんです。

裁判長 起こることを仮定すればという意味ですか？

内田¹⁴⁹ そうでございます。

裁判長 100 万に 1 つは当たる様な感じがするんですけどね。私の理解が足りないのか……

(場内、笑い)

内田 ただその 100 万分の 1 というのはただその数字の例で申し上げた訳でありますけど、起こりそうにもない。事実現的には起こってない訳であります。そういう事故の危険率の研究をする訳であります。そのリスクの研究をする時に、起こりそうにもない事故の発生を仮定してリスクの評価をする訳であります。でありますから、起こるといふ仮定に立った時に、どの位の率で起こるかという数値を使う訳であります。それが例えば、10 のマイナス 6 乗とか、10 のマイナス 7 乗であります。ですから、これはクジの様な 100 万本 の中に 1 本必ず当りクジがあるというそういう意味での確率ではない訳です。

平松 最後に一点、お聞きしたい。先程あなたは乙 17 号証のですね設計審査指針の適用範囲の解釈についてですね、これは実験なり研究が充分であるかどうかといったことを評価しながら解釈するという風におっしゃいましたが、今の問題に関連してですね、例えば E C C S 等安全防護施設がですね、実証的に有効に作動するののかという点について、確認なさった上での御判断でございましょうか。

内田 設計審査指針に基いて設計され作られるということであれば、その E C C S が作動することは確認できます。それぞれのパートパートが実験され或いは研究されることによって積み重ねがある訳です。

平松¹⁵² 今、おっしゃっておられること的主旨は「設計審査指針への適合性について」とか言う四電の申請資料等がございしますが、これに「E C C S は確実に働く様に設計してあるのだ」という風を書いてあれば、それに基いて E C C S 作動という仮定の下に立地審査指針を運用しても誤りじゃないとおっしゃる

主旨ですね。

内田 はい、大体そうですね。

平松 結構です。

裁判長 午前中は、この程度にします。

裁判長 開廷致します。あらかじめ傍聴人の方をお願いしておきますけれども、証人尋問中に発言したり、拍手したりする様な行為はしない様にして下さい。そうでないと尋問が妨げられますから……

傍聴人 裁判長、傍聴人ばかり怒られるけど

裁判長 怒ってない。注意してるだけです。

傍聴人 尋問がデタラメの時は、そこにも注意すべきじゃないですか。我々だって朝の 5 時から来てるんですよ。

仲田¹⁵³ 午前に引き続きお尋ね致します。伊方発電所にも気体の放射性物質を廃棄する排気筒がある訳ですね。

内田 あります。

仲田 この排気筒から一年に何回か氣候のいい時をみて、放射性物質をそこから出しているということは伺ってますね。

内田 はい。

仲田 排気筒から放射性物質を出す時に、排気口に人間が立ったら、まあ 1 時間そこに居たらどうなりますか。

内田 そういう仮定については知りません。

仲田¹⁵⁴ その程度のことも御存知ないんですか。

内田 排気筒の上に昇ってそこで居座るなんてことは考えられませんからね。そういうことは考えてません。

仲田 いやいや、私がお聞きしているのは放射能が如何にこわいかということ、一つ

の事実としておききたいんですが、そういう様なことも検討なさったことはないんですか。

内田 ありません。

仲田 1時間程度立てば、人は死ぬんじゃないでしょう。

内田 ですから、考えておりません。

¹⁵⁵ 仲田 不都合なことは考えられないんですか。

内田 そういうことは考えられません。

仲田 質問変りますけれど、甲第36号証を示します。これは広報伊方町という伊方町の出している新聞の様なんです、これを御覧になったことはあるでしょうか。

内田 それはありません。

仲田 あなたは44年8月24日伊方町に行かれたことがありますか？

内田 日までは覚えておりませんが、あると思います。

仲田 何のために行かれたんでしょうか？

内田 何か講演会だと思います。

¹⁵⁶ 仲田 どういった内容の講演をされたんでしょうか。

内田 原子力の安全についての講演をした訳です。

仲田 当時あなたは現在と同じ様に、原子力委員会の中にある安全専門審査会の会長だった訳ですね。

内田 ええ会長ではありますけれど、講演は会長として行った訳ではありません。

仲田 肩書は東京大学教授で行かれた訳ですね。で、¹⁵⁷「その中で具体的にはどういった内容のことを講演されたのですか？」

内田 原子力の安全についての一般講演です。

仲田 講演の題が「原子力発電とその安全性」ということではなかったでしょうか？

内田 そうかも知れません。

仲田 これについては誰から依頼を受けたのですか？

内田 伊方の町長だと思います。

仲田 他に何人かの方が一緒に講演されたんですが、覚えておられますか？

内田 良く覚えておりません。

¹⁵⁸ 仲田 佐伯誠道さん、この方御存知ですね。

内田 はい、知っております。

仲田 この方も講演に加わりましたね。

内田 はい。

仲田 それから丸山吉造さん、この方御存知ですか？

内田 ちょっと記憶にありません。

仲田 町長から依頼を受けたということなんですが、誰かの紹介・斡旋でもって、あなたのところに回って来たのでしょうか？

内田 町長からの依頼です。

仲田 直接あなたに依頼があったのですか。

内田 はい。

¹⁵⁹ 仲田 伊方に来られて、講演してすぐ帰られたんですか？ それともちょっと現地を見て歩いたんですか？

内田 何回か現地に行っておりますから、その時のことは詳しく覚えておりませんが、講演した後現地を見たと思います。

仲田 伊方町には何回位行かれてますか？

内田 準備書面に確か出てると思いますけれども、はっきり覚えておりません。

仲田 私自身がお聞きしてるのは、証人自身が伊方町に何回行かれたかと聞いてるんです。

内田 ええ、ですからそれは出てると思い

ますけど、¹⁶⁰審査会の会長として行ったのは一回だと思えます。

仲田 そうすると審査会の会長以外の時は肩書が東京大学教授ですか？

内田 はい、そうでございます。

仲田 あなたの場合は「原子力発電とその安全性」という講演をする時には、原子力委員会の安全審査会の会長という肩書ははずされる訳ですか？

内田 はい、一般にははずしています。

仲田 何故でしょうか？

内田 東京大学教授として依頼を受けておりますから、東京大学教授として講演している訳です。¹⁶¹

仲田 伊方町の町長があなたに依頼したのは、東京大学の教授ということも一つの要件かも知れませんが、当然安全専門審査会の会長だからということでも持って来たんじゃないんでしょうか？

内田 それは伊方の町長が判断することです。私は会長として行ってはおりません。

仲田 要はこの時の講演において、原子力発電とは安全なんだということを言われた訳ですね。

¹⁶²内田 安全性について話をした訳です。

仲田 どの点に関して安全だということを言われた訳ですか？ 一般的なものなんですか、具体的に言われたんですか？

内田 そこでは、特定の原子力発電所を対象にしての話ではございませんから、原子力発電所一般として、安全性の問題を講演した訳です。

仲田 伊方に関して講演されたのは一回だけですか？

内田 伊方について講演したことはござい

ません。特定の炉についての講演は¹⁶³ございません。

仲田 私がお聞きしたのは、伊方町に赴いたり、又伊方の住民に聞かせるために講演されたのは一回だけですかということですが。

内田 伊方町では恐らく一回だけだったと思いますが、四国には他に文部省関係のシンポジウムには1~2回来ておりますから…しかし伊方町で講演したのはおそらくこれ一回だと思えます。

仲田 今、言われました文部省のシンポジウムというのも、原子力発電の話をするために来られたんでしょうか？

¹⁶⁴内田 原子力の安全問題を講演するために来たんです。対象は主として高校・中学の先生です。

仲田 安全専門審査会、もしくは原子力委員会内部では、その委員としての働きを持っている人には、安全性とか危険性とかいうことについては講義その他のことをしてはいいかということにはなっていないんですか？

内田 そういうことは知りません。

仲田 中立的に振るまいなさい、ということにはなっていないんですか？

内田 東京大学の教授として講演してる訳です。審査会の会長として講演している訳ではありません。まして、特定の炉についての講演をしている訳でもありません。

仲田 一般論でも同じことなんですがね。そうするとこの時は当然謝礼を貰って行かれた訳ですか？

内田 旅費は貰ったと思います。

仲田 日当も貰われたですね。

内田 はい憶えておりません。詳しい数字は。

仲田 証人は四国以外でも、こういった原子力発電とその安全性ということについて講演されてますね。

〔166〕内田 はい、しております。

仲田 現在迄に何ヶ所位で講演されましたか？

内田 数えたことありませんから、記憶にありません。

仲田 数えられない位多数講演したことがある訳ですか？

内田 私が現在数えられない位多数です。

仲田 いつ頃から、そういった講演を開始したんでしょうか？

内田 はっきりお答えできる知識はもっておりませんが……

仲田 伊方町にも何回か出向かれたということなんですが、現地において、原子力発電の設置に対して反対するという声があることは知っておりましたか？

内田 ええ、それは知っております。

仲田 現地に行かれた時に気が付かれたのですか？

内田 いや、話として前から聞いておりました。

仲田 いつ頃から反対運動があると聞いているんですか？

内田 はっきりした年月を言うだけの知識は持ってありません。

〔168〕仲田 先程、佐伯誠道さんとか丸山吉造さんの名前が出て来たんですが、この人達が講師になるについては、あなたが斡旋したんじゃないんですか？

内田 違います。

仲田 どの斡旋でしょうか？

内田 知りません。

仲田 科学技術庁ですか？

内田 知りません。

仲田 そうすると、あなたの所には町長が突然やって来て、あなたに依頼したと、こういうことなんですか？

内田 別に町長がみえなくても、手紙が来ればまいりますし、電話もありますから。

仲田 何の紹介もなしに、そういった手紙電話が来るんでしょうか？

内田 そういう場合もあります。

仲田 鹿久居町というのを御存知でしょうか？

内田 はい、知っております。

仲田 岡山県ででしょうか？

内田 そうですね瀬戸内海の町ですね。

仲田 この鹿久居町にも原子力発電を設置するという話がある訳ですね。

内田 現在、どの程度あるかは知りませんが、聞いたことはあります。

仲田 あなたはその鹿久居町に行かれたこともありませんね。

〔170〕内田 はい、あります。

仲田 いつ、行かれましたか？

内田 記憶していません。

仲田 最近じゃなかったですか？

内田 最近じゃないです。もう大部前です。

仲田 昭和45年の4月に、これはヒナセ町と読むんですかな、日生町主催の原発の講演と映画の会に出られたことはありませんか？

内田 はっきり記憶していませんな。

仲田 島に渡られたことがありますな。

内田 はい、あります。

〔171〕仲田 島の内において、町主催の講演会に出られたこともありますね。

内田 いや、ありません。島で講演したこ

とはありませんね。

仲田 鹿久居島のね、北側向日生町というのがあるんですが、そこに行かれたことはありますか。

内田 いや、はっきり憶えておりません。

仲田 これ書証に作っておりませんかけれども、次回に提出しますので甲54号証で示します。その27頁、この54号証は日生町の原発反対会議が出した雑誌なんですが、その27頁の昭和45年4月欄に、証人の名前が講演者として出ていますか？

¹⁷²**内田** はい、出ております。

仲田 それを御覧になって、当時日生町において講演したという記憶は戻りませんか？

内田 記憶はありませんけど、ここに書いてあるから行ったんだと思いますね。

仲田 その程度の記憶だとすると、他にも多くあるから憶い出せない、こういうことなんでしょうね。

内田 はい。

仲田 日本全国各地を講演で歩き回っている訳ですか？

内田 いや、公の機関から、委嘱がありますと私は断らないんですけど……

仲田 そうすると、断らずに行き、原子力発電は一般的に安全だという講演をされている訳ですか？

内田 いや安全性について話をしている訳です。

仲田 安全についての話というのは、安全だということを言うんじゃないんですか？

内田 いや、潜在的危険があるから安全にしなければならないということを話をしている訳です。

仲田 ああ、なる程ね。潜在的危険という

ことは言われている訳ですね。

¹⁷⁴**内田** はい、言っております。

仲田 危険というのは、潜在的なものではないんですか？ 危険性ということですけど、

内田 潜在的な安全性というのがありますね。自己制御があるというのは、潜在安全性になります。

仲田 そういう風に潜在的ということを使われる訳ですか？ 危険性が顕在化したら、災害・事故になる訳ですね。

内田 潜在的危険性があるから、それを顕在させないことが安全の対策ですね。¹⁷⁵

仲田 顕在的危険性という言葉を使われる訳ですか？

内田 使いません。顕在しちゃまずい訳ですね。

仲田 なる程ね。それから次に移りますけれども、安全専門審査会の会長になったのは昭和43年の12月だったですね。

内田 はい

仲田 審査会の委員は30人でしたか？

内田 定員が30名です。

仲田 当時は29人だったということですか？ 当時というのはこの審査当時です。

内田 現在29名、恐らく当時も¹⁷⁶28名か29名かはっきり記憶ありませんが。要するに30名というのは定員でございます。

仲田 伊方の場合には86部会が審査会の中に作られた訳ですね。

内田 はい

仲田 審査会と部会というのは、どういう関係になる訳ですか？

内田 審査会に複数の原子力発電所の審査を原子力委員会から受けますので、従いまして、特定の原子力施設についてそれぞれ部会

を作る訳です。

¹⁷⁷仲田 そうすると、部会員と、審査会の委員ってものは、だぶる訳ですな。

内田 はい、同じでございます。

仲田 審査会員でなかったら部会員になれない訳ですね。

内田 はい、なれません。

仲田 調査委員というのが部会との関係で出て来ますね。調査委員というのはどういう位置付けなんでしょうか？

内田 調査委員は審査委員ではありません。審査委員を専門的な知識で助ける訳です。¹⁷⁸ですから部会の中には調査委員も入っております。審査委員としてはございませんが。

仲田 そうすると、調査委員というのは議事を決定する時の議決には加わらない訳ですね。

内田 加わりません。

仲田 要はサポートしてるということですか。

内田 はい。専門的な知識でサポートしてる訳です。

仲田 そうすると調査委員を部会に何人位置¹⁷⁹くかということは、どこで決める訳ですか。

内田 調査委員は原子力局長の委嘱を受ける訳です。

仲田 調査委員も非常勤なんですか？

内田 そうです、非常勤です。

仲田 専門審査会員も非常勤ですね。

内田 非常勤です。

仲田 安全専門審査会には定例会というものがありますか？

内田 月一回でございます。

仲田 47年6月当時は、月のいつにするということだったんですか？

¹⁸⁰内田 月一回というのは、決めておるとい
うではありませんで、通常月一回で審査の
議事が多ければ例えば2月に3回とかいうこ
とはございます。普通月一回です。

仲田 第何木曜日とか、そういったきめ方
はしてない訳ですか？

内田 そういう決め方はしておりません。

仲田 そうすると、その都度召集がかかる
訳ですか？

内田 大体、二月位前に決めております。

仲田 なる程。

内田 ですから、次の次の審査会の日取位
迄、大体決める様にしております。

¹⁸¹仲田 伊方の発電所に関しては47年5月
12日に101回の安全専門審査会を開かれ
た。こういうことですね。

内田 はい。

仲田 最終は107回の47年の11月1
7日の安全専門審査会ということですか。そ
うすると、トータルで7回開いて、そこで討
議したということになりますか？

内田 審査会としてはそうです。その間部
会は何十回とやってる訳です。

仲田 いや86部会は17回じゃないです
か？

内田 いや部会の会議は……。¹⁸²審査会の会
合は月に一回やり、部会が審議をする会合と
いうものは、その間に何回もやってる訳です。

仲田 だから、部会を全部合計したら、何
時間やってると、こういうことですか？

内田 そうということですか。

仲田 47年5月から47年11月当時迄
安全専門審査会には何件程の審査しなければ
いかん事件がかかっていたんですか？

内田 それは今憶えておりません。

仲田 大体で結構です。

〔183〕

内田 まあ数件ということで、10より多くないだろうと思っておりますが、はっきり憶えておりません。審査会の議事録あるいは概要を御覧になれば、おわかり頂けると思えます。

仲田 大体、10件位じゃなかったですか。

内田 最高はその位かも知れませんが、はっきり憶えておりません。

仲田 そうすると専門審査会或いは部会としては非常に忙しいことになりそうですね。

内田 非常に忙しいです。

仲田 審査会の委員になる適格みたいなのはあるんでしょうか。

〔184〕

内田 審査委員というのは内閣総理大臣から任命されておりますので、私には解りません。

仲田 いや、ただあなたは会長としておられるんだから、委員全部を見ればこういった要件があるんじゃないかという位推察つくんじゃないんですか？

内田 ただ、私の個人的な意見を述べるとしますならば、審査委員は専門的な知識を持っていることは、勿論必要であります。しかも、その上に原子炉安全という広い知識をもって、その中に専門を生かすという判断力を持つことが必要だと思います。

仲田 委員になるためには、原子力発電の設置に反対だという学者はなれないんですか。

内田 それは私には解りません。

仲田 現在、おりませんね。

内田 さあ知りません。

仲田 反対者、おりますか？

内田 (無言)

仲田 いや簡単な質問です。反対者おりま

すか？

内田 絶対的に反対してる人は居ないと思えますね。

仲田 そしたら皆賛成ですね。

〔186〕

内田 安全が保たれば原子力発電は賛成ですね。

仲田 日本も広いんですが、学者の中で少くとも沢山の人が、おかしな表現ですけれど沢山の人が原子力発電に反対しているというのは知ってますね。

内田 はい、知っております。

仲田 そういう人が存在することは、当然知っておりますね。

内田 はい、知っております。

仲田 そういう人達が、あなたが会長になってから現在迄、委員に加わったことありませんね。

〔187〕

内田 ええ、ありません。

仲田 そうすると、少くとも原子力発電所を安全と考えてる学者が、適格要件として入るということは間違いないでしょうね。

内田 原子力発電は安全に作り、安全に運転できるということは言えると思いますけど

仲田 私が聞いているのは、安全に作ると考えてる人、作れると考えてる人が委員になると、こういうことではないですか？

内田 まあ、そう言っていていいと思いますね。

仲田 それから調査委員の適格ですが、これは審査会の委員の適格とは違うものなんですか？

〔188〕

内田 調査委員は専門的な知識によって審査委員を助け、いわば審査委員会のスタッフ的な存在とってよいだろうと思えます。

仲田 事務局的なスタッフですね。

内田 技術的な審議に加わるスタッフで、

そういう意味ではありません。

仲田 そうすると、調査委員を選任するに
ついてですね、どんな適格を考えてるんでし
ょうか？

内田 ですから専門知識を持っているとい
うことと、それをバックとした原子炉安全を
考える知見をもっていることは必要で
「189」
ございます。それから、スタッフであるから
若手であるということは私としては希望して
おります。

仲田 審査会の委員の時と同じ様な質問を
致しますけれど、調査委員の中にも、原子力
発電の安全に関して反対をとなえている人は
入ってないですね。

内田 まあ一人一人聞いた訳ではありません
んから……。はじめから反対という人は入っ
てないと思います。

仲田 安全専門審査会¹⁹⁰というのは、原子力
委員会が決めた原子炉安全専門審査会運営規
定に従って運営されているんですか？

内田 はい、そうです。

仲田 定足数はどうなってますか？

内田 半数です。

仲田 議決する時はどうなるんですか？

内田 今迄は議決というのは、反対者はお
りません。だから議決をする時の例えば3分
の2ということは決めておりませんが、運営
規定から言えば出席者の半数でございます。

仲田 反対者がおらんことは、さっき聞いて
わかってるんですけどね、反対する人が入
ってないんですから。それはいいんですけど。
「191」

内田 議決の内容…

仲田 いやいや私が質問してる時は声出さ
んで下さい。だから、それはいいんですけど
手続きとしては、2分の1の過半数で決議を

行なうんじゃないんですか？

内田 だから、そういうことになります。

仲田 そうすると、当時全部の委員数 30
人だとすれば、8人が賛成すれば議決できる
ということになってる訳ですね。

内田 最小限、そういう計算になります。

仲田 現実の審査会ですけれど、47年5
月当時に結構ですが、出席率というのは、ど
ういうもんだったんですか？

「192」
内田 定足数は充分越えているだけの人数
は来る訳であります、でなければ開けない。

仲田 充分越えているということは、15
をはるかに越えているということですか？

内田 はい

仲田 大体平均して何人位出て来るものな
んですか？

内田 30名の定員に対しまして、まあ2
0名以上は出て来ます。

仲田 安全専門審査会には議事録があるん
ですね。

内田 ございます。

「193」
仲田 そうすると47年5月から47年1
1月当時の審査会議事録を見たら、みんな2
0人以上大体出席してると言っていていいです。

内田 はっきり憶えておりません。

仲田 平均では大体その様に考えていいと
いうことでしたね。

内田 はい、結構です。

仲田 ある時に審査会を開いたけれども、
定員数が足りないで流会したということがあ
るんですか？

内田 定員数が足りないで流会したという
ことは、私の記憶ではありません。

仲田 安全専門審査会は会長が召集するこ
とになってますね。

¹⁹⁴内田 はい

仲田 実際の手続きは、どこでやってくれるんですか？

内田 事務局は原子力局です。

仲田 決議数のことでお伺い致しますけれども、16人出て来たとして、決議が8対8で半分づつになったらどうなる訳ですか。

内田 今迄の場合は、ございませんけれども、それは会長が決めると思います。というのは、8対8というのは会長を含めての意味でございますか。いかがでしょう。

¹⁹⁵仲田 そうだと思いますが、と、会長がさらに二重に決議権を行使すると、こういう形になっているわけですね。

内田 そういう運営規定はありません。

仲田 会長は審査委員の中にはいないんですか。

内田 はいっております。

仲田 だから同数になったら会長が決定するわけですね。

内田 はい、決定します。

仲田 会長も決議に加わるわけですね。

内田 はい、加わります。

仲田 同数になる前ですよ。

¹⁹⁶内田 はい。

仲田 そうすると、二重に決議権を行使することになりますね。

内田 そういう例は今までございませんから。

仲田 私の聞いているのは、手続としてそうなりますと聞いているわけです。

内田 ですから、運営規程には多分そういう場合について決めてないと思いますけど、記憶がはっきりしません。

仲田 原子炉安全審査会運営規定の第3条

2項には可否同数のときは会長の決するところに依るとしています。¹⁹⁷だから二重に手続きを行使するという事は、こういうことかと聞いたのですが、そうですね。

内田 そういうことになります。

仲田 部会の運営はどうしているのですか。決議とか定足数とかはどうなっているのですか。

内田 そういうことは決めていません。

仲田 部会も会議の一つである以上、定足数とか考えなければいけないのではないかと。

¹⁹⁸内田 最後の議決は審査会が行うので、部会における定足数とか議決の方法とかは特に決めておりません。しかし、審査会の運用規定を準用することになると思います。

仲田 成ほど、そうすると、定足数についても準用と考えても良いのですか。

内田 良いと思います。

仲田 86部会には何人居るか御存知ですか。

内田 はっきり憶えていません。

¹⁹⁹仲田 伊方のことですが思い出して下さい。

内田 準備書面にありませんか。7～8名だと思いますが。

仲田 86部会には調査員を除いた9名ですね。そうすると、5名以上が出席して通常は開くということになりますね。

内田 特に議決を要するときにはそういう必要があります。

仲田 いや会として成立するためには定足数が必要ではないのですか。

²⁰⁰内田 部会の中にいくつか専門が分れているので専門内容について審議する場合には定足数がなくても部会の審議にはさしつかえない訳です。何か議決するときには定足数が必

要になる訳です。

仲田 そうすると安全専門審査会でも同様なことをやっている訳ですか。専門のことがあれば専門の委員だけで審査会を開くということになりますか。

内田 審査会は定足数を書いている様に審議が主体ですから定足数を満たさねば開けない訳です。^{〔201〕}

仲田 専門審査会でも決議をしないことがありますね。そのときには、定足数は不要な訳ですね。

内田 定足数がなくても審議は出来ると思います。

仲田 原子炉安全審査会運営規定の中には、決議に関係なく定足数を決めているのではないのですか。

内田^{〔202〕} その通りだと思います。

仲田 そうすると決議しないときでも議事を開くためには $\frac{1}{2}$ の定足数ということになりますね。

内田 正規の審査会は定足数がなければ審議が出来ない訳です。

仲田 正規以外の審査会があるのですか。

内田 だから審査会のときに定足数がなければ審査会としては成立しません。

仲田 部会についてもその規定は準用されると先に言いましたが、それを当然前提と考えて良い訳ですね。

内田^{〔203〕} 部会の中は専門的事項があるのでいくつかに分れています。例えば環境問題を審議するとき必しも炉物理の人が入ってなくてもその審議は出来る訳です。しかし部会として議決することは出来ません。

仲田 その様な運営は何に基づいているのですか。

内田 はっきりした運営規定はありません。

仲田^{〔204〕} 運営は適当にやっている訳ですね。

内田 部会長の判断です。

仲田 部会長には、そんな権限があるので
すか。

内田 あると思います。

仲田 そうすると審査会長も当然相当な権限がある訳ですね。その上ですからね。

内田 審査会は運営規定がはっきりあるので、それに基づいて運営しています。

仲田 また原子炉安全問題審査会運営規定8条ですが、「この規定に定めるものの外審査会^{〔205〕}に関し必要な事項は会長、審査会にはか
って定める。」という事項があります。これに基いて部会運営規定が作られたことはないのですか。

内田 無いと思います。

仲田 無いのですね。証人の理解では審査会の運営規定が準用される、ということですね。

内田^{〔206〕} その通りです。

仲田 17回開かれたと言う86部会ですが、1人で部会が開かれたということは御存知ですか。

内田 部会として議決する様な内容のものは無いと思います。専門事項については、いくつにも分れているので、そこでは……

仲田 1人だけ出席しても86部会と呼称するのですか。大切なことです。^{〔207〕}あなたが会長だから聞いているのです。部会と呼んでいるのかどうか……。

内田 やはり部会の会合ですね。

仲田 誰と会合するのですか。

内田 事務局があります。調査員も居ます。

仲田 調査員が1人も出てないことがあり

ます。事務局がメンバーですか。

内田 いや、メンバーではありません。

仲田 会合の相手がいないではありませんか。そんな詭弁を弄してはいけませんね。²⁰⁸1
回だけではなく何回かそういうことで開かれていますよ。1人で部会が成立したということになっていますが、そういう事実は御存知ないのですか。

内田 ……

仲田 答、なしですか。関連して被告の準備書面1のS3のアラビア数字1の箇所を示します。これは被告の答弁に相当するものですが、47年6月22日に審査員が1人で出席して調査員ゼロで、86部会が成立した様
に書いてありますね。

内田 たしかに書いてあります。

仲田 それなのに見たことはないのですか。

²⁰⁹内田 記憶にありません。

仲田 審査会長は部会の報告を受けないのですか。

内田 審査会のときに受けます。

仲田 当然、審査会長は、その様にかかわっている訳ですね。

内田 そうです。

仲田 そうすると、当時開いたかどうかも報告はある筈ですね。

内田 そこまでは、そのときにはありませんが、審議した内容についての報告はありません。

仲田 そうすると、部会の運営は非常にルーズなのですね。

²¹⁰内田 明確な運営規定がないという点ではそうかも知れません。

仲田 無いのではなく、作ってないのですね。審査会の委員は代理がきくのですか。

内田 ききません。但し、審査会の中には当時は4名行政庁から出ています。その人達は代理はききますが、学識経験者の代理は効きません。

仲田 行政庁というのは。

²¹¹内田 通産省、厚生省、運輸省、原子力局です。

仲田 役人の方は専門的知識は持っていないのですか。

内田 行政的専門知識は持っていると思います。

仲田 委員を選任するというのは専門的知識があるからとさっき言われましたね。そうすると、代理させるのはおかしいではありませんか。

内田 それは審査会長として申し上げることではありません。

仲田 専門委員を選んだのに、その人に代理を認めるのはおかしいではありませんか。

²¹²内田 しかし、行政庁に対する連絡事項について意見を述べる、あるいは、その様な役割を持っている訳です。

仲田 行政庁の出身の委員であっても決議に加わり、定足数に入りますね。

内田 入ります。

仲田 そうすると、他の専門委員と同じ権限を持っている訳ですね。

内田 持っています。

仲田 そうすると代理になじまないとならなければ、おかしいではありませんか。

²¹³内田 しかし職責を代表して来ているので。

仲田 そんな規定がどこにあるのですか。

内田 職責を代表するというのも、法律用語も私は良く知らないので妥当ではないと思います。

仲田 あなたが今、言われたことですよ。

内田 ですから、私は法律が専門ではありませんから、職責を代表するという言葉がおかしいと言われますが、例えば、原子力局長、²¹⁴あるいは運輸省の何々局長という肩書で、その人が来ている訳ですから、その代理人は役職ある場合には審議に参加して居ります。

仲田 あなたは法律専門家でないことは十分知っていますが、安全審査会々長として当然原子炉安全専門審査会運営規定並びにその関連規定というものは知っていますね。

内田 知っています。

仲田 その中に、今言われた様なことが出て来るのですか。代理でも良いということがありますか。

²¹⁵内田 今、示されている運営規定にはありません。

仲田 他にあるのですか。

内田 はっきり書いているものは無いと思います。

仲田 責任を代理するのは大体、おかしいでしょう。常識でそう考えませんか。

内田 ですから、行政庁から来ていない、我々審査員は代理を認めておりません。

仲田 だから権限としては専門委員ではないのですかと聞いているのです。

²¹⁶内田 審査員です。

仲田 決議に加わらないということですね。定足数に関係ないのであれば、代理人を認めてもかまわないかも知れませんが、そうではないというのですから、おかしいのではないか。……²¹⁷次に甲第2号証を示します。これは昭和47年9月11日の第105回原子炉安全専門審査会議事録ですね。当然当時、これを見えていますね。

内田 はい、勿論です。

仲田 この会合には証人も出席していますね。

内田 はい、出席しています。

仲田 1ページの出席者の審査員の項に木村(代)と書いてありますが、²¹⁸これはどういう意味ですか。

内田 この木村さんは行政庁だと思いますが。

仲田 木村さんは何人居ますか。

内田 行政庁の人は良く代わるので、名前は、はっきり憶えていません。

仲田 木村さんが出たのですか、それとも木村さんの代理人が出たのですか。

内田 木村さんの代理です。

仲田 何という人ですか。

²¹⁹内田 今は、記憶にありません。

仲田 それから出席者の審査員の最後に和田(代)とありますが。和田さんの代理人は出たのですか。

内田 はい、これは通産省だと思います。

上野 この様な細かい審査手続きはどういう主旨で聞かれているのですか、我々の主尋問の範囲外だと思います。

仲田 審査会長に関連して聞いているのです。

上野 主尋問は関係ないと思います。関連といってもそういう主旨で我々は主尋問はしておりません。尋問事項が違います。

仲田 私の方が関連して聞いているのです。

上野 それは主尋問として、あなたがたが…

仲田 だから安全専門審査会長として本当に審査は、こうやったのかと、証言の信憑性にも関連して来ます。

裁判長 その程度にして下さい。

平松 ちょっと補充しますが、前々回の主尋問に対する御証言はすべて安全審査の信条に基づきその大半が得られたものだと思いますが、審査手続きの公正いかんが、証人の証言の信頼性に強くかかわることになるので、手続き関係も内容に強くかかわった事項として反対尋問の許可を願いたい。

藤田 当然適式になされたということを前提にして上野検事も結論についておたずねになりましたので、適式かどうか、反対尋問するのはあたり前のことです。だから今、言われた様に我々も権限のない者が代理人として出席し、公正なるべき審議が行われたと聞いて、驚いているのです。

裁判長 形式的な適否云々という点については、後にまた証拠調べを予定していると思うのですがね。

仲田 ここで確認しておきたいのですが、そうすると、内田証人をまた手続きの詳細について証人として喚問する積りでしょうか。

裁判長 場合によっては、考えなければならぬと思います。

仲田 必要であれば呼べるということですね。では簡単に聞いておきます。

裁判長 簡単にして下さい。

仲田 このときの審査員の出席人数は全部で何人ですか。

内田 16名です。

仲田 代理を抜いたら何名ですか。

内田 14名です。

仲田 14名なら運営規定から言えば開けないことになりましたね。

内田 代理を抜けば、そういうことになりました。

仲田 ²²⁰ そういう問題は当時起らなかったの

ですか、代理だからおかしいではないかと。

内田 代理は認めております。行政庁については認めております。

仲田 誰が認めているのですか。

内田 審査会議長といえば審査会長が認めているのです。

仲田 あなたが認めているのですね。あなたが認めれば専門委員の代理も認められるのですか。

内田 専門委員という言葉は先ほどから頻ばんに出しますが専門委員ではないのですが、²²¹ 審査委員です。審査委ですから行政庁の人には代理は認めているのです。

仲田 あなたは、第何回の審査会において、その様なことを認めたのですか。

内田 私が会長になる前から、そういうことになっている訳です。

仲田 先っきはあなたが認めたかと聞いたから、そうですと言ったから……

内田 だから会長が審査会が出来たときから代理は認めている訳です。会長になったときからという私の発言が間違っています。

仲田 訂正するのですね。

内田 ²²² はい訂正します。

仲田 何時から認めているのですか。

内田 記憶にありませんが恐らく最初からと思います。

仲田 代理人も議決権がある訳ですね。

内田 行政庁からの審査員は代理が議決権を持っております。

仲田 そんなことではなく、代理人として出席した場合議決権は認めているのかと訊いているのですが。

内田 はい認めております。

仲田 規定はないですね。代理人に議決権

を認めるという規定はないですね。

内田 ²²³ ございません。要するに審査員として認めている訳ですか。

仲田 それから、この議事録の中に調査員として塩見さん、松田さんという人がいますが、この人達はいつ調査員に選ばれたのでしょうか。

内田 いつかということまで憶えています。

仲田 調査員というのは、部会の調査員として選任されるのですね。

内田 そうではなくて、審査会の調査員です。

仲田 部会に割り付するのはどういう関係になるのですか。²²⁴

内田 最初部会が出来たときに割り付る訳です。

仲田 どの議事録を見てもそうなのですが審査会で調査員について、どこどこ部会の調査員にするという訳ですね。決めるとその部会の調査員として仕事出来る訳ですね。

内田 そういことです。

仲田 塩見さん松田さんが、昭和44年9月13日に伊方町に現地調査として来たのを知っていますか。

内田 ²²⁵ 知りません。

仲田 甲第47号証を示します。その47年9月12日から15日の欄を示します。9月13日、14に86部会の調査員として現地調査をしたことになっていますね。記憶が戻りましたか。

内田 私は現地調査と一緒にいった訳ではありませんから。

仲田 現地調査に行けば審査会に報告がありますね。

内田 報告はあります。その報告の1つ1つこの様なことまで憶えている訳ではありません。²²⁶

仲田 それを見たら憶い出しますか。

内田 憶い出すかどうかではなく、この様な詳しいことは憶えていませんということですよ。

仲田 塩見、松田両氏が86部会調査員に選任されたのは何時の審査会だったか憶えていますか。

内田 最初からではないとは記憶にありますが何時選任したかは憶えておりません。議事録を見れば分ると思います。

仲田 議事録を見て下さい。106回専門審査会議事録甲第43号証を示します。²²⁷昭和47年10月11日の審査会議事録ですね。その末尾を見て下さい。最後のページのその他の(ウ)の欄に86部会の塩見、松田の各調査員の指名について了承されたとありますね。そうすると10月11日に両氏が調査員に選任されたということになりますね。そうすると、さっきの現地調査がそれより1ヶ月前の9月13日～15日ですから²²⁸おかしくなりますね。

内田 ですから部会として調査員が正式に指名されたのが、10月11日ということになります。

仲田 だから正式にはおかしいですね。これ位は「うん」と言って下さいよ。

内田 議事録を見ますと審査会の調査員としてそのとき加わったということで部会の調査員ではないですね。

仲田 何か、おかしなことを言いましたね。

内田 松田さん、塩見さんが行った時点では部会の調査員ではない訳です。

仲田 あのね。被告の方は総理大臣になるのですが、その答弁の中には塩見、松田両氏は86部会の調査員として行ったとなっていますよ。²²⁹これは間違いですか。

内田 たしかに、これと照らし合せれば間違いで

仲田 だから部会として行ったというのなら正式にはおかしいということになりますね。

内田 そういうことですね。

仲田 それから証人の肩書きとして通産省の原子力発電技術顧問会の会長でもある訳ですか。

内田 はい、そうです。

仲田 顧問会々長はいつからされているのですか。

内田 前回説明したと思いますが、²³⁰昭和34年だったと思います。

仲田 前回の主尋問に対する証言では、この技術顧問会も原子力発電に対する安全性を検討するということなのですか。

内田 はい、そうです。

仲田 顧問会のメンバーで安全専門審査会の委員であるのは何人いるのですか。

内田 現在は20人です。

仲田 顧問会の人数は何人ですか。

²³¹内田 約30人です。

仲田 そうすると、過半数以上が当時だぶっていたのですね。

内田 当時は、殆ど大部分だぶっています。

仲田 そしたら審査会で安全性をチェックしたら顧問会でも安全性をチェックしても仕方がないではありませんか。

内田 だから設置許可の時点における、すなわち電気事業法の適用できる原子炉安全の審査というのは、専門審査会と、発電技術顧

問会とが合同で審査している訳です。

²³²仲田 合同で審査するといっても殆どだぶっているのだから同じ人がそこにいたので合同になったのではないのですか。

内田 原子力発電技術顧問会は設置許可が下りた後の工事計画の設計、と工事の認可の段階から運転を含めて諮問を受けているので…

仲田 それが問題なのです。最初に許可を出すについて安全だと言った委員が、今度は顧問会で建設時点、運転時点にも安全だというの²³³は当然ではないですか。

内田 そうではないのです。安全審査会が技術顧問会と合同で、安全審査をするのは設置許可の段階において先ほどから述べている設計及び基本計画、あるいは基本設計の審査であって具体的にどう実現するかについては技術顧問会が工認の段階で諮問を受けて検討²³⁴している訳です。だから、それは十分必要なことです。

仲田 そうすると、あなたが顧問会の会長として詳細設計それから運転等について伊方について知っている訳ですね。

内田 はい知っています。

仲田 そうすると基本設計だけではないですね。

内田 はい。

仲田 ではそういう前提で質問して行きます。

上野 ちょっと待って下さい。そういう前提とは、これは設置許可を争っている訳ですから、その範囲でやって頂きたいと思います。

仲田 関連する限り訊いて行くということです。

裁判長 関連結構ですがね、仲々肝腎の点に入らないですが、重点的にやって下さい。

仲田 はい、分っております。顧問会のことでもう少し訊きたいのですが、審査会と顧問会で合同で審査するというのは、どこの段階で決めるのですか。

内田 電気事業法に基づくと、発電所の変更申請が通産省に出ます。そのときに通産大臣も安全審査をする訳ですが、原子炉施設について原子力安全審査が原子力委員会が受けて、専門審査会が審査する訳ですから、最初の審査会がその特定な原子炉施設を議題にして部会を作るときから始まる訳です。但し合同というのは審査会と技術顧問会が直接合同というのではなく、審査会の部会が技術顧問会と合同審査をするということです。

仲田 それを審査会が決めるのですか。

内田 いえ、決めるのは通産省が決めるのです。

仲田 ²³⁶ 通産省の呼びかけでやっている訳ですね。

内田 そうです。それと原子力局との申し合せでやっている訳です。同じことをやる訳ですから合同審査が一番良い訳です。

仲田 技術顧問会とは根拠規定があるのですか。

内田 これは通産大臣の諮問機関です。

仲田 私のきいているのは、根拠規定があるかと訊いているのです。

内田 ですから通産大臣が省議で決めて、技術顧問会を作ったと言っているのです。

仲田 ²³⁷ 電気事業法で通産大臣が許可を出すときには、原子力委員会みたいな所に諮問するとは一つも出て来ませんね。このことは知っていますね。

内田 はい知っています。

仲田 だから規制法 24 条に言う様な規定

があるかどうか、それは無いのですか。

内田 法律が専門でないので適確な返事が出来ないと思いますが、電気事業法によって²³⁸ 発電所の変更申請を出すときに、これを受けて、やる訳です。だから電気事業法に設置許可という段階があると思います。変更申請を許可するという。

仲田 設置許可はあるのですが、諮問するという規定がないので、どこかにそれがあるのですかと訊いている訳です。

内田 通産大臣が技術顧問会に諮問する訳です。

仲田 ²³⁹ それ以上は分らないのですか。

内田 それ以上分りません。

(1 頁から続く)

しかし、弁護団の鋭い追求に次第に耐えきれなくなり、彼が安全審査の重要な部会にほとんど欠席しており、自分の専門領域についてさえまともに調査していなかったことを明らかにされた。また、ECCSの有効性について、彼は、自分がその統括者になっている原研の ROSA-II 実験結果を引用して安全性のあかしにしようとしたが、追求によって、この実験では蓄積熱という安全上重要な現象が無視されていることが明らかになった。さらに、彼の書いた「原子炉安全工学」という本に引用されている ROSA-II のデータは、多くのデータのうち彼らに最も都合のよいものを一つだけ選んだものであることが分った。ROSA-II に関する詳細な実験報告書突きつけられて問いつめられると、先ほどのごうまんな態度はどこへやら、すっかりうるたえる始末であった。

こうした国側の逃げとごまかしに対し、我

々からの攻撃が28日から始った。まず、午前中、柴田俊忍証人は、原子炉压力容器を中心とする高温、高圧、高中性子束を支えている構造物が、いかに割れやすいものであるかを、具体的に指摘した。また、巨大で放射能の高い压力容器の欠陥箇所や脆化の程度を正確に検査することは不可能であると述べた。压力容器が破損すると、ECCSがいかに正常に動いても全く効果がなくその被害もはかり知れないだけに、国側も今まで絶対にこわれることはないとして逃げてきた問題であった。裁判長も興味をそそられたらしく、身を乗り出して聞き入っていた。

午後の原告側、海老沢証人は、被告側、三島良績証人の逃亡による突然の予定変更によって証言台に立つことになったのであるが、国側が原発安全性の最後の砦とも頼むECCSの効果が全く疑わしいことを、豊富な資料によって次々に明らかにした。うららかな晴天の午後という申し分ない陽気に居眠りを決めこんでいた被告席の連中も、下胆を抜かれ、一斉にメモをとりはじめた。海老沢証人は、さらに、四電による伊方原発の事故解析（重大事故が起っても安全であることを示すための計算）を詳細に検討した結果、燃料被覆管の温度や炉心再冠水速度（一次冷却水喪失事故により、炉心空炊き状態になった後、ECCSによって再注入した水が炉心を水没させていく速度）が少しも安全側に計算されていないばかりか、ごまかしに満ちていることを、彼のグループによる独自の計算や、外国及び日本の実験例をあげて具体的に示した。被告席では必死のメモが続く。証言は予定時間を大幅にこえ、5時頃まで続いた。

今回の公判をふり返ってみると、国側はた

てまえだけをこれまで抽象的にくり返していたが、その一端が遂に崩れ始めてきた。それは、原告側が国の引きのばしを絶対に許さない積極的姿勢でのぞみ、追求が非常に明快かつ具体的であったからである。追求の中で、国側証人が科学や技術の成果を独占しているだけでなく、それらを政治的にねじ曲げて悪用し、何の痛痒も感じない態度に我々は激しい怒りを覚えた。（支援する会員 KK）

伊方原発用燃料、徳山港を狙う！

三菱原子燃料KKは最近、山口県に、伊方に搬入する燃料を徳山港から船積みしたいと打診。これを知った徳山周辺の、漁民、労働者、市民がすぐ抗議し、県も「なぜ遠まわりして徳山にくるのか」と困惑の体。6月3、4日には伊方から代表3人が山口県に渡り、県労評や県漁連と共闘を誓い合った。瀬戸内海通行を許さない一大反対運動を！

会計報告（'76 5/7~6/5）

収入	会費	11,200.00
	ニュース購読料	15,660.00
	カンパ	9,780.00
	繰越金	20,226.00
	計	38,662.60
支出	ニュース代金	8,000.00
	為替手数料	1,545.00
	郵送料	1,789.00
	生越鑑定人宣誓関係費	7,200.00
	第14回公判援助費	38,750.00
	旅費	17,470.00
	行動費	15,500.00
	宿泊費	5,780.00
	事務用品費	12,704.00
	資料費	580.00
	コピー代	1,100.00
	計	57,511.90
繰越金		-18,849.30
		(借入金)

「火の車」です。ボーナスカンパに期待しています。（事務局）